

# 委員会活動内容

一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）は、本会の円滑な運営と発展に資するため10の委員会が設立され、活動を行っています。

各委員会は本会定款第41条第2項及び定款細則第13条第2項に基づき、委員会の運営について、必要な事項が定められています。以下に各委員会規程に定められた各委員会の「目的」及び「業務」を紹介します。

なお、必要に応じて、委員会担当の常任理事の承認を得た上で、小委員会又は部会を設置しています。

## 1 総務企画委員会

- ・定款、細則の改正等による、本会の円滑な運営と発展に資すること
- ・事業計画、財務等、本会全体の運営に関する総合調整
- ・会員増強等組織運営の課題に対する検討

小委員会

賛助会小委員会

- ・本会賛助会員と一般会員との交流等により、本会活動の活性化を図る

## 2 福利厚生委員会

- ・会員の親睦調和をはかる事業の実施
- ・組織貢献度を高めるための計画の実施
- ・会員の増強に関すること
- ・会員による各同好会（福利厚生事業と認められるもの）等への協力

## 3 教育講習委員会

- ・建築士法第22条第1項に係る講習会に関すること
- ・建築士法第22条の2に関すること
- ・建築士法第22条の4第5項に関すること

部会

建築士定期講習開催実施W・G

- ・建築士定期講習の実施に関すること

## 4 情報広報委員会

- ・刊行物の発行に関すること
- ・ホームページ運営管理
- ・メールマガジンの発行
- ・広告ツールの管理

・他団体等主催イベント等への協力  
部会

刊行部会

- ・機関誌「SALON」・情報紙「ニューステター」・事業概要・会員名簿・パンフレット発行メディア運営部会
- ・ホームページ運営、メールマガジンの発行、掲示板の確認調整、広告掲載取扱要領の運用

## 5 技術支援委員会

- ・建築士の技術向上及び社会貢献に関すること
- ・会員の増強に関すること
- ・活動助成に関すること

部会

子どもの生活環境部会

- ・子ども達をとりまく環境についての調査・研究・勉強を行い、住まいやまちなど身のまわりの環境に興味を持つきっかけとなる活動を行うこと

建築環境部会

- ・「環境建築」をテーマとした調査・研究を行い、エネルギーに極力依存せず、自然で快適な暮らしのできる建築空間の具体的な指針と手法を会員および社会に発信すること

福祉部会

- ・高齢者や障がい児・者の特性や特徴の理解及びバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及、その他関連した研修会等の開催、理学療法士等の専門職や様々な組織と連携した活動等を通し、地域・在宅・施設における住環境整備の技術向上を図ること

木造塾部会

- ・建築における「木を使う事」を対象として知識の研鑽に取り組むとともに、建物としての木造だけでなく、木造を取り巻く文化、思想、技能、環境、風土等の背景にも着目し、これからの木造のカタチを考える活動を行うこと

## 6 青年委員会

- ・青年建築士が建築を通して社会に貢献し、神奈川県を代表とする我が国における建築文化の発展に寄与すること
- ・業務の進歩改善と品位の保持向上を図ること

- ・最新の社会情勢等における検討課題について、調査・研究・自己研鑽を行うこと
- ・会員増強等に関すること
- ・青年建築士団体（関東甲信越建築士会ブロック会青年協議会並びに公益社団法人日本建築士会連合会青年委員会等）への参加・協力、或いは外部の青年組織等との連携を通じ、建築士並びに建築士制度の価値向上、本会の活動の質、幅の増大につとめること

## 7 女性委員会

- ・女性建築士の資質と技術向上のため研さんを深める
- ・女性建築士相互の連携と親睦を図る
- ・女性建築士の抱える問題点について共通の理解を持ち、地位の向上に努める
- ・士会における活動を通じて、未加入女性建築士の加入促進を図る
- ・社会に貢献する活動を行い、社会一般に女性建築士の認識を深める

## 8 CPD・専攻建築士制度委員会

- ・CPDプログラムの認定に関すること
- ・CPDプロバイダーの登録に関すること
- ・CPD制度の広報及び活用に関すること
- ・CPDプログラム審査評議会の運営に関すること
- ・専攻建築士の登録・審査及び認定に関すること
- ・専攻建築士制度の広報及び活用に関すること
- ・専攻建築士審査評議会の運営に関すること

## 9 防災委員会

- ・災害時支援の規定等に関すること
- ・災害時支援の相談員育成に関すること
- ・災害時支援の広報及び活用に関すること
- ・災害時支援の運営に関すること
- ・防災についての研修及び情報収集に関すること

## 10 景観整備機構委員会

- ・景観法第93条第1号、6号、7号に関する業務及び景観整備機構の推進に関わる業務に関すること
- ・景観整備機構に関する業務及び部会活動に関する業務の総合調整に関すること

- ・地域貢献基金の運用、管理、予算執行等に関すること
- ・景観まちづくりの推進及び景観整備機構の普及、啓蒙等に関すること
- ・景観行政団体、地域活動団体等との情報交流に関すること
- ・支部の景観まちづくり活動への支援と連携に関すること
- ・調査等に関する受託業務に関すること
- ・景観まちづくりを担う建築士の人材育成に関すること
- ・委員会の予算案、事業計画等の策定に関すること

### 部会

#### 景観部会

- ・景観まちづくりの普及啓発に関すること

#### スクランブル調査隊部会

- ・歴史的建造物を後世に伝える活動に関すること

#### 地域貢献部会

- ・建築士が参画しているまちづくり活動の支援に関すること